

## 令和7年度銚子市男女共同参画計画推進委員会会議概要

【開催日時】 令和7年8月20日（水）午後1時28分から午後2時42分まで

【開催場所】 銚子市役所 3階庁議室

【出席者】 真久委員、上野委員、木村（栄）委員、宮内委員、長倉委員、川上委員、川島委員、向後委員、金尾委員、木村（晃）委員  
（10名出席）

（事務局） 飯笹企画課長、野口企画室長、堀畑主任主事  
子育て支援課 佐々木主査  
健康づくり課 山田保健事業室長、岡崎主査

### 【概要】

人事異動に伴う新任委員（長倉委員、川上委員、川島委員）及び事務局職員の自己紹介後、会議を開催した。

### 【議事】

#### （1）令和6年度銚子市男女共同参画計画取組報告について

第4次銚子市男女共同参画計画に登載されている施策について、資料1及び2を基に事務局から説明を行い、次のとおり質疑応答が行われた。

（委員） 他の自治体と比較して、銚子市の男女共同参画計画は数値目標がしっかりしており、評価できる。令和6年度は全108事業のうち、A評価が82事業、B評価が35事業、C評価が3事業で、令和5年度の結果とほぼ同様の割合であった。令和5年度もC評価が3事業あったが、令和6年度にC評価となった3事業と同じか。あるいは全体的に評価が入れ替わった結果、偶然、令和6年度もC評価が3事業になったのか。

また、B評価の事業を見ると、令和5年度に続きB評価となった事業が多い。例えば、事業No.42～44の評価理由は「ホームページ等による周知が足りなかった」とある一方で、事業No.102のように国際交流協会など他の組織と連携が進んでいるものもある。B評価の事業は全体的に周知・広報で苦労しているようだが、どう考えているか。

（事務局） 令和6年度にC評価となった3事業は、令和5年度と同じ事業、異なる事業がある。事業No.1は令和5年度がA評価であったが、令和6年度はC評価となった。これは市の負担なく講座等を実施するために活用予定であった県のアドバイザー派遣事業が認められず、実施できなかったことによる評価の変化である。

また、事業No.42～44はホームページ等で周知を実施したが、それ以上の取り組みができなかったということでB評価となっている。実際、男女

共同参画における取組は庁内全体で行っているものの、事業 No. 42～44 は商工業の振興を担当する産業振興室が主となっているため、どうしても担当課の取組状況によって強弱が出てしまう。例示のあった国際交流協会は、男女共同参画の推進担当と同じ課室であることから、政策間連携が非常に取りやすいという側面があり、A 評価となった。

(委員) 事業 No. 13 の課題として「いじめや暴力行為の根絶には至っていないため、今後はさらに取組みを充実させる必要がある」と記載がある。根絶に至っていないということは、現状ゼロではないということだと思うが、暴力行為はともかく、いじめがゼロというのはあり得ない。子供たちが生活している場では常に起こりうるものだという前提で、国からはもっと感度を上げるように言われており、いじめの認知件数は年々増えている。これは小さなことでもきちんと拾って、適切に対応していこうという考え方であり、数を減らすことを目的としているわけではない。「根絶には至っていない」との記載では、件数しか見ておらず、逆に 0 件となったらちゃんと認知していないということにもなりかねない。そのため、「いじめや暴力行為の根絶には継続的な取組みが重要であり、今後さらに取組みを充実させる必要がある」と記載すべきではないかと思う。

また、事業 No. 57 は B 評価だが、学校及び保護者の立場から見ると利便性・親和性が高く、評価区分にはないが、B+ (プラス) の評価にしてもいいほど浸透していると申し伝えたい。

(委員) 保護者の利用率はどのぐらいか。

(委員) 学校によって異なると思うが、豊里小学校では 100% である。

(事務局) 事業 No. 13 の評価は担当の教育委員会によるものであり、おそらく委員と同じ現状認識だと思う。表現について、委員からの意見を伝えた上で、協議したい。

(委員) 資料 2 より、事業 No. 24 の取組結果が令和 5 年度、令和 6 年度共に「×」の評価となっている。改善することはできないか。

(事務局) 令和 6 年度年は子育てハンドブックを作成し、その中に様々な相談窓口を掲載したほか、広報ちょうしでも養育費の相談会などの周知を行ったため、取組結果を B 評価としたが、SNS では特に周知を行わなかったため、資料 2 指標一覧の「SNS を活用した相談窓口の周知」という観点では「×」の評価とした。なお、今年度は既に SNS を活用して、養育費の相談窓口に関する周知を行っており、今後も機会を捉えて発信していきたい。

(委員) 事業 No. 73 の取組結果として「動画でハラスメント対策を学ぶ機会を提供した」とあるが、この動画は再生時間が約 1 時間あり、長いと思う。現時点の受講率を把握しているか。

(事務局) 受講率までは把握していない。

- (委員) 担当課では、年間の受講人数や受講者を把握しているか。
- (事務局) もちろん把握しているはずである。この研修は1回きりではなく、今後も継続的に行われるものであると思われるため、男女共同参画担当として受講率等を把握するよう努めたい。
- (委員) 事業 No. 53 の指標である放課後児童クラブの待機児童数が「0人」であったことは評価できる。しかしながら、放課後児童クラブの利用者として、「放課後児童クラブの支援員に積極的に研修を受講させ、指導力の向上に努めた」との評価理由について疑問があるので、伝えてほしい。
- (委員) 事業 No. 35～37 の評価理由として「周知したが、対象が限られてしまった」とあるが、一般的にホームページへ掲載することで広く周知は図られていると思う。対象が限られてしまった理由は何か。
- (事務局) 「対象が限られてしまった」というのは、恐らくリーフレットの配布先が限定的になってしまい、広く配布ができなかったという意味合いであり、ホームページは誰でも見ることができるため、そういった意味では広く周知できていると思う。
- (委員) 事業 No. 69 の評価理由として「文書による働きかけを実施したが、直接的な働きかけができなかった」とあるが、文書よりも直接働きかけた方が早いと思う。直接働きかけを行わなかった理由は何か。また、「直接的」というのは審議会等へ行ってお願いするという意味か。
- (事務局) 企画室から審議会を所管している各部署へ定型文書により依頼したというのが今回の取組内容である。もちろんタイミングが合えば審議会等へ直接依頼することもできるが、数多くの審議会が存在し、それぞれ委員の切り替え時期も異なるため、ちょうどいいタイミングで働きかけるのが難しい。そのため、効率的に一括して全体へ呼びかけることができる文書という方法をとっている。
- (委員) 事業 No. 3 の取組結果として「イオンモール銚子で啓発物の配布を実施」、「小学校、中学校で人権教室を実施」とある。この取組に対する市民や学生の反応など、実施結果を把握しているか。
- (事務局) 特に把握していない。

## (2) 令和7年度銚子市男女共同参画計画取組内容について

資料3を基に事務局から説明を行った。

(委員) 事業 No78 について、令和 6 年度 of 取組結果には避難所で必要な備蓄品として女性の視点で生理用品や液体ミルクを購入したとあるが、令和 7 年度 of 取組内容には液体ミルクしか記載がない。避難所には水や食料以外にも女性や赤ちゃんの必需品を一定数備蓄することに意義があると思うが、どうか。

(事務局) 事業 No. 78 の事業内容欄を見ると、「女性の避難生活等に配慮するとともに、家族構成に応じた生活必需品等を備蓄する」とある。令和 6 年度は液体ミルクのほかに生理用品の購入も行ったため、取組結果に記載したもので、令和 7 年度に生理用品の予定がないわけではないと思われる。表現については、担当課と協議したい。

(委員) 事業 No. 40 について、令和 6 年度 of 取組結果及び令和 7 年度 of 取組内容ともに「千葉県の推薦する農業士」と表現しているが、千葉県知事が認定する制度であるため、この表現はおかしいと思う。「千葉県知事が認定する農業士」に表現を変えたほうがよいのではないか。

(事務局) 担当課に申し伝える。

(委員) 事業 No. 55 や No. 57 など、令和 6 年度 of 取組結果及び令和 7 年度 of 取組内容にそれぞれ「★新規★」と表記されているが、どういう意味か。

(事務局) 第 3 次計画から第 4 次計画に切り替わった際、新たに追加された項目という意味である。

(委員) 事業 No. 80 について、現在、女性消防団員は何名いるか。

(事務局) 特に把握していない。

(銚子消防本部に確認したところ、女性消防団員は 12 名いるとのこと。)

(委員) 男性消防団員のなり手が少ないという現状を聞いている。様々な場面で男女平等と言われている中で、女性にできることとできないことはもちろんあるが、もう少し女性にも消防団の活動に目を向けてもらった方がいいと考える。また、銚子市は入団できる年齢が決められているようだが、年齢によって断るのではなく、その年齢に合った活動ができればそれでもよいのではないかと思う。

#### 【その他】

(事務局) 毎年 11 月に「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発物（DV相談カードなど）を新たに置いていただける施設等の情報提供を依頼した。

以上